

水害時における紅葉川高等学校運動場の 災害対策用車両の待避場所としての利用等に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と東京都立紅葉川高等学校（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で大規模な洪水、高潮、豪雨が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「水害時」という。）において、乙の敷地内の運動場（以下「乙施設」という。）を甲が災害応急対策業務に使用する車両の待避場所として一時的に使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、水害時に必要が生じたときは、乙に対して車両待避場所の提供を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（車両待避場所の範囲）

第3条 前条の規定に基づき、甲が車両待避場所として利用することができる範囲は、別添図面のとおりとする。

（門扉の解錠）

第4条 車両待避場所としての利用を開始するにあたり、乙施設の門扉が施錠されている場合は、甲は、当該門扉の解錠を行うことができる。

2 前項の場合に係る乙施設の門扉の鍵の管理等については、別紙1に定めるものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条第1項の規定に基づく甲の要請に協力したときは、その活動報告を報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（管理運営）

第6条 水害時における車両待避場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

（使用期間）

第7条 水害時における乙施設の使用期間は、要請を受けたときから洪水警報・高潮警報・大雨警報の解除等により水害による被害のおそれなくなるまでの間又は水害が発生したときから水害が収束するまでの間とし、甲乙協議の上、決定する。

2 甲は、乙施設の使用を終了するときは、乙に施設等使用終了届（第3号様式）を提出するとともに、乙施設を原状に復し、乙の確認の上、引き渡すものとする。

3 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう努め、乙施設の使用を終了したときから、原則10日以内に乙施設の原状回復を行うものとする。ただし、水害収束後のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(費用負担)

第8条 第2条第1項の規定に基づく甲の要請により、乙が実施した業務に要した費用のうち、次に掲げる費用は甲が負担する。

(1) 乙施設の整備費

(2) 乙施設の管理運営に係る光熱費等

(3) その他甲乙協議の上、必要と認める費用

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(請求及び支払)

第9条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、費用請求書(第4号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(損害補償)

第10条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、令和3年7月14日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月14日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区臨海町二丁目1番1号
東京都立紅葉川高等学校
学 校 長 山寺 佳幸

学校施設の解錠方法について

江戸川区(以下「甲」という。)と東京都立紅葉川高等学校(以下「乙」という。)とは、令和 3 年 7 月 1 4 日締結の水害時における紅葉川高等学校運動場の災害対策用車両の待避場所としての利用等に関する協定(以下「協定」という。)第 4 条第 2 項に基づき、学校施設の解錠方法について定めるものとする。なお、協定で定義された用語については、別段の定めがない限り、この別紙においても同じ意味を有する。

- 1 乙は、乙施設の門扉が施錠されている場合、甲が乙施設を車両待避場所として利用することが出来るよう、甲に対して乙施設の門扉の解錠に必要な鍵 1 本を貸与する。
- 2 乙施設の門扉が施錠されている場合において、甲が定める緊急対応要員又は乙の職員が乙施設を解錠する。
- 3 甲は、緊急対応要員を年 1 回(7 月)、報告しなければならない。
- 4 甲は以下の貸与条件を守らなければならない。
 - (1) 鍵を複製しないこと。
 - (2) 鍵を第三者に転貸、譲渡しないこと。
 - (3) 乙施設を避難所等として使用する以外の目的で鍵を使用しないこと。
 - (4) 鍵は厳重に管理し、保管状況について、年 1 回(7 月)、乙へ報告すること。
 - (5) 万が一に鍵を紛失した場合や盗難にあった場合は、速やかに乙へ報告し、全ての鍵の交換を甲の負担で行うこと。
 - (6) 貸与した鍵を原因として、乙施設の損壊及び使用の停止が発生した場合、甲は乙にその損害を賠償すること。
- 5 甲が上記の貸与条件に違反した場合又は乙施設の管理運営上やむを得ない事情が生じた場合に乙は鍵の貸与を終了することができる。その場合に、甲は速やかに乙へ鍵を返却しなければならない。